

阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金

事業者事前準備

- ・ 県のDX投資支援事業の対象か、村の宿泊税の対応に向けたシステム改修補助金の対象か確認をする。
（県のDX投資支援事業補助金申請の場合は、10月1日が受付期限）
- ・ システム改修の見積もりを取引業者から取る



事業者が村へ申請

- ・ 阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金実施計画書（様式1-1）
- ・ 宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金対象経費明細書（様式1-2）
- ・ 見積書 ※「一式」のように表現されず、内訳が判断できるものを提出
- ・ その他の必要書類



村へ申請

村が審査

申請書、計画書、経費明細書及び見積書等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を補助対象事業者に送付する。



施設に決定通知送付

事業者が依頼業者に改修依頼

システム改修開始

- ・ 状況に応じて申請の取下、計画の変更を行う。計画の変更申請はは以下の場合を除く金額の変更
○補助対象経費の20パーセント以内の金額を減額する場合

事業目的の変更

- 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
- 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- ・ 計画が間に合わなかった場合は

予定の期間に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金計画遅延等報告書（様式第7号）を提出する。

- ・ 特別徴収義務者としての登録を村長に申請手続きを行う



実績報告

事業者が村へ実績報告

- ・ 事業完了から30日を経過した日、又は2月末日までに実績報告書を提出
宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金実績書（様式第9-1号）
宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金対象経費内訳書（様式第9-2号）
その他必要書類

その他

- ・ 補助事業の経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常にその収支を明らかにしておく。
- ・ 補助対象事業者は、帳簿及び証拠書類を5年間、保存しておく。
- ・ 実績報告提出時には宿泊税の特別徴収義務者として登録申請済みであること。

※庁内で申請があったか確認してから額の確定通知を通知します。

額の確定通知

村が補助金の額の確定

報告書等の書類の審査及び必要性に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金確定通知書（様式第10号）を補助対象事業者に送付する

村へ請求

事業者が村へ補助金の請求

額の確定通知を受けたら、補助対象事業者は、阿智村宿泊税への対応に向けたシステム改修事業補助金精算払請求書（様式第11号）を村へ提出する。

村から支払い

村が事業者へ補助金の支払い

村は、補助対象事業者から提出のあった口座へ補助金の支払いをする。